



報道機関 各位

記者発表資料  
 令和4年7月20日（水）  
 問い合わせ先：消費生活総合センター  
 所長：塚越  
 担当：赤根  
 電話：643-2239

「若者消費者トラブル110番」を実施します  
 ～ひとりで悩まずすぐ相談！～

さいたま市内3ヶ所にある消費生活センターでは、若者層を対象とした消費者トラブル防止の啓発事業として「若者消費者トラブル110番」を実施します。

### 1 概要

現在、社会状況・社会情勢の変化、高度情報通信社会の進展などから、消費者を取り巻く環境は著しく変化しており、個人情報情報の漏洩、携帯電話を使った架空請求など悪質商法による被害は若者層にまで波及しています。また、令和4年4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、若者を狙った消費者被害が増加するおそれがあります。そこで、若者の消費者被害の解決支援と未然防止、トラブル対応に関する情報提供などを目的とした「若者消費者トラブル110番」を実施します。

### 2 日程

令和4年8月3日（水）、4日（木）

### 3 対象者

市内在住の29歳以下の方

### 4 さいたま市消費生活相談窓口 ※3日、4日以外にも随時ご相談を受け付けます。

センター名	曜日・時間	相談電話	住所
消費生活総合センター	相談受付/月曜～土曜日 9時～16時30分	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	大宮区錦町682-2 JACK大宮6階
浦和消費生活センター	(祝休日、年末年始除く)	TEL 048-871-0164 FAX 048-883-4893	浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階
岩槻消費生活センター	相談受付/月曜～金曜日 9時～12時 13時～16時30分 (祝休日、年末年始除く)	TEL 048-749-6191 FAX 048-749-6193	岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所内 ワッツ東館3階
日曜日の電話相談	9時～16時	TEL 048-645-3421 FAX 048-643-2247	—

※さいたま市以外にお住まいの方は消費者ホットライン☎188（イヤヤ）番へ